

Q392. パワハラ の定義を教えてください。

「パワハラ」は法律用語ではないこともあり、明確な定義はありません。

『職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告』（平成24年1月30日）が、「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」としているのが参考になると思います。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎